

社会福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令について（概要）

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

1. 趣旨

社会福祉法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 51 号）（以下「改正法」という。）の一部の施行（令和 9 年 12 月 1 日）に伴い、改正法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の改正により、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直しを行うところ、関係政令について所要の規定の整備を行うものである。

2. 改正の内容

（1）介護保険法施行令の一部改正（第 1 条関係）

○ 改正法第 3 条による改正法による改正後の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）（以下「改正後介護保険法」という。）の規定により、都道府県知事は、資質の保持・向上のための研修を行うこととされ、指定研修受講管理機関に当該研修に係る研修受講管理事務を行わせることができることとされたことに伴い、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）について以下の改正を行う。

（i）指定研修受講管理機関の指定及び指定取消の要件を定める。

（ii）指定研修実施機関は、資質の保持・向上のための研修を修了した者に関する名簿を作成し、都道府県知事又は指定研修受講管理機関に送付することとする。

（2）地方自治法施行令の一部改正（第 2 条関係）

○ 介護保険法において都道府県が処理することとされている事務のうち、指定都市が処理するものとする事務の対象に、改正後介護保険法第 69 条の 34 第 4 項の規定による研修や改正後介護保険法第 69 条の 40 の規定による報告の受理等に関する事務を含まないこととするため、所要の改正を行う。

3. 根拠法令

○ 介護保険法第 69 条の 33 第 3 項、改正後介護保険法第 69 条の 33 の 2 第 4 項及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項

4. 今後のスケジュール

- 公 布 日：令和８年１１月下旬（予定）
- 施行期日：令和９年１２月１日（改正法附則第１条第２号の公布後１年６月
以内の政令で定める日）